

地域農業の継承と発展をめざす 集落営農の法人化

東近江農業農村振興事務所農産普及課

【普及活動のねらい・対象】

東近江地域2市2町の集落営農組織数は280で県内の37%を占めています。平成19年から始まった稲作経営所得安定対策では5年後の法人化計画を持つ特定農業団体が数多く設立され、平成23年3月末の特定農業団体以上の集落営農組織数は192で県内の48%を占めています。この内、集落営農法人数は29で、15%が法人化された段階です。今年度も地域農業の継承と発展のため、集落営農の法人化をすすめました。

【普及活動の成果】

1) 法人化研修会・個別相談会の開催

農業センター担い手部会と連携して、6月16日に法人化研修会を開催しました(36集落と関係機関等の120名が参加)。法人化を手段に、地域農業や農地を未来に継承できるよう、また、農業の仕組みを変えることで複合化等の経営革新ができるよう、事業目論見書の検討や有効な制度の活用について研修を行いました。

また、法人化について集落が個別に抱える問題に対して支援を行うため、11月15日から16日に9集落に対して個別相談会を開催しました。

2) 集落検討会支援

市町やJAの担当者と連携し、集落毎に役員会等で法人化の支援を行いました。法人化が集落営農の経営発展や経営管理の効率化に向けたきっかけとなるように、準備の初期には集落役員への学習会を支援し、法人化知識向上や結束力を高めました。次いで、法人化までのスケジュール決定を行い、集落の総会を経て、法人化準備委員会の設置による事業目論見書や定款作成、資産引継ぎなど個別の問題解決、登記関係書類等作成など、必要に応じて支援を行いました。

これらの活動により、本年度(平成24年1月末現在)新たに19法人(管内計48法人)が誕生し、特定農業団体からの法人化率では25%となりました。今後も個別経営を含めて、地域農業の補完補合の連携を強め、意欲的な集落営農法人の経営を支援し、地域農業の発展に繋げていきます。

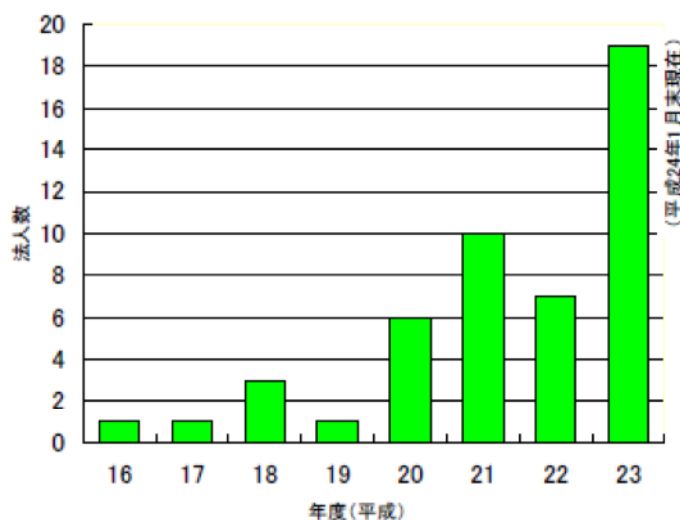


図1. 東近江地域における集落営農法人の年度別登記数